

平成 2 3 年度税制改正に関する要望

平成 2 2 年 7 月
全国町村議会議長会

町村は、自主税源の乏しい中、自ら徹底した行財政改革を断行し、少子・高齢社会への対応、生活関連社会資本の整備、教育・文化の振興、農林水産業の振興、資源循環型社会の構築、国土保全などの諸課題に積極的に取り組んでいるが、依然として深刻な経済・雇用情勢が続いている。

こうした中で、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を進める一方、地方交付税の復元・増額と合わせ、一般財源の充実確保が不可欠である。

よって、平成 2 3 年度の税制改正にあたっては、下記の事項について、その実現を図られるよう強く要望する。

記

1 地方税等自主財源の強化

- (1) 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するため、国税と地方税の税源配分を歳出ベースに合わせることを。
- (2) 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の充実強化を図ること。

2 法人住民税の充実確保

分割法人にかかる法人住民税については、課税標準にかかる分割基準に事務所又は事業所の固定資産を加える等の措置により配分割合の適正化を図ること。

3 固定資産税の安定的確保

固定資産税を安定的に確保できるようにし、償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行の評価方法を堅持すること。

4 自動車関係税の現行総額確保

町村にとって極めて重要な財源である自動車関係諸税（交付金を含む）に

については、現行の総額を確保すること。

5 基地交付金等の充実確保

国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を充実確保すること。

6 市町村たばこ税の総額確保

たばこ税の税率引き上げにあたっては、市町村に及ぼす影響を勘案し、現行税込総額を確保すること。

7 入湯税の堅持

入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の設備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

8 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村の貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

9 全国森林環境税の創設

森林の公益的機能の持続的な発揮、そのための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、二酸化炭素排出源を課税対象とする新たな税財源として「全国森林環境税」を創設し、国民的支援の仕組みを構築すること。

10 非課税措置等の整理合理化

地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の非課税措置を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。

特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。

11 過疎対策法上の国税に関する特例の引き続き措置

現行過疎対策法上の国税に関する「事業用資産の買換えの場合の課税の特例」及び「減価償却の特例」について、平成23年4月以降においても引き続き措置するとともに、より充実したものとする。